

令和4年6月4日

お客様各位

株式会社 システムクレオ
営業統括本部長 浦川 彰

熊本市医療費助成制度の計算方法変更のご案内

拝啓 貴院、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましてご案内申し上げます。

令和4年5月25日に提供されたプログラムにより、熊本市の「重度心身障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の医療費助成制度における負担金計算方法が変更されましたのでご案内申し上げます。

尚、今回の変更につきましてORCAでの修正作業等は特に必要ありません。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご確認の程よろしくお願い致します。

敬具

記

■対象医療機関

熊本県内の保険医療機関

■対象患者

重度心身障がい者医療及びひとり親家庭等医療の医療費助成制度をご利用の患者様

■対象期間

2018年12月診療分以降

※対象期間の内容を訂正した場合、負担金に変更になる場合があります

※請求済みの患者様について、再請求を行う必要はありません

■変更内容

【変更前】

主保険の負担割合に相当する金額(10円単位)×1/3(小数点以下切り上げ)

例)総点数312点で負担割合が3割の場合

3120円×3割=936円

940円×1/3=313.333333円≒314円(患者窓口負担)(小数点以下切り上げ)

【変更後】

主保険の負担割合に相当する金額(1円単位)×1/3(小数点以下切り上げ)

例)総点数312点で負担割合が3割の場合

312×3割=936円

936円×1/3=312円(患者窓口負担)(小数点以下切り上げ)

以上